

## 第 1 期認知症施策推進計画について

### 1 計画策定に向けた経緯

- ・ 令和 6 年 1 月 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（以下、「基本法」という。市町村計画の策定が努力義務として明記された。）
- ・ 令和 6 年 1 2 月 「認知症施策推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）の閣議決定
- ・ 令和 7 年 5 月 令和 7 年度第 1 回船橋市介護保険事業運営協議会において、次期「船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と「第 1 期船橋市認知症施策推進計画」を一体的に策定し、併せて審議いただくことについて報告

### 2 計画策定の考え方

- ・ 国の基本計画を基に、地域の実情に即した内容を検討【裏面参照】
- ・ 認知症になってからも、できること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らすことができるという「新しい認知症観」に基づいた各施策の推進
- ・ 認知症の人及び家族等から意見聴取し計画に反映（基本法第 1 2 条第 3 項）

### 3 計画策定に向けた取り組み

- ・ 認知症まちづくりミーティングの実施  
→ 認知症の人及び家族等からの意見聴く場として昨年度 2 回実施
- ・ オレンジひとことシートの作成・活用  
→ 当事者の方々の日頃の何気ない一言（困りごと、希望など）を把握するため、認知症カフェスタッフや地域包括支援センター職員の関わりの中での何気ない一言を記録し集約
- ・ 認知症家族交流会におけるアンケート実施  
→ 交流会に対するアンケートに加え、市の認知症に関する取組についてのアンケートを実施（回答者 5 7 名）

### 4 計画の概要

- ・ 認知症施策推進計画は第 3 部として新たに位置付け
- ・ 現行の介護保険事業計画第 2 部に記載の認知症施策はそのまま残しつつ、第 3 部において独自のビジョン、基本方針、より具体的な方向性などを掲載予定
- ・ 国の基本計画に示されている方向性と、計画策定に向けた取り組みで把握した認知症の人及びその家族の想い、高齢者日常生活実態調査で把握した課題をもとに内容を検討

## 【国が示す基本的施策（認知症施策推進基本計画より抜粋）】

### ①認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・学校教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
- ・社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
- ・認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開

### ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・認知症の人が自立して、かつ安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等
- ・交通の安全の確保

### ③認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・認知症の人自らの経験等の共有機会の確保
- ・認知症の人の社会参加の機会の確保
- ・多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

### ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定（活用促進）
- ・認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進
- ・消費生活における被害を防止するための啓発
- ・その他（高齢者虐待防止のためのネットワーク構築支援や職員等の対応力強化研修等）

### ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備
- ・保健医療福祉の有機的な連携の確保
- ・人材の確保、養成、資質向上

### ⑥相談体制の整備等

- ・個々の認知症の人や家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備
- ・認知症の人や家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言

### ⑦認知症の予防等

- ・予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報提供